

施設利用者、葬儀業者・ケータリング業者の皆様へ

新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置の再延長と 厚木市斎場の取組について

令和 3 年 7 月 12 日
神奈川県 厚木市斎場

厚木市斎場では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が令和3年7月8日付けで措置を実施する期間、措置区域及び実施する措置の内容等が改定されたことに伴い、次のとおり必要な措置を行うものとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 厚木市斎場の施設利用と遺族、会葬者の感染防止対策について

(1) 厚木市斎場式場の継続使用のための感染防止対策について

ア 市斎場での葬儀においては、クラスター（小規模な感染集団）の発生源とならないよう、三密を避けるため、家族葬や一日葬を主体とすることや、一般葬においても実施時間の短縮、実施規模の縮小による参列者の減員など、必要最小限の人員による施設利用に努めるようご協力をお願いします。

イ 市斎場を利用する際の通夜等においては、遺族や関係者を除き一般会葬者は午後8時までに退出するものとしてください。

ウ 式場内の椅子席は通常時の50名程度（遺族・親族席を含め58席）としており、入口での検温と手指の消毒後、ソーシャルディスタンスを厳守し、間隔をおいての着席してください。

会葬者が多人数になることが想定される場合は、通夜等の開式前に時間を決めた自由焼香や分散焼香を実施するなど創意工夫による感染防止対策をお願いします。

エ 発熱や咳等の風邪の症状がある方には参列を控えるようお願いいたします。また、高齢者や基礎疾患のある方など感染リスクの高い方には参列を控えるようお願いいたします。

オ 参列する場合は、マスクの着用や咳エチケット、手指消毒液の活用と十分な手洗の励行をお願いします。

カ 室内の定期的な換気をお願いします。

キ 式場控室（椅子席36席）を利用される遺族・近親者は少人数とし、通夜等の際の一般会葬者を除く食事の提供は、大皿による取り分け形式ではなく、弁当などの個々で食べることができる形式とし、飛沫防止の観点から対角式で間隔をおいて配膳してください。（式場での一般会葬者への「通夜振舞い」は禁止しています。）また、施設使用前にはテーブルなどのアルコール消毒等にご協力ください。

ク 遺族控室での仮泊はご遠慮ください。

ケ 新型コロナウイルスに関する関係機関・団体から提供される正確な情報の収集に努めてください。

(2) 厚木市斎場火葬場の対応について

ア 市斎場は、業務継続施設として特別のことがない限り通常どおりの運営をしています。

イ 市斎場は、政府が発出する新型コロナウイルス感染症対策の「基本的対処方針」（改正を含む。）に基づき適切な対応を行うものとします。

ウ 直葬等での火葬場への集合時間は、三密を避けるため火葬予約時刻の30分前程度とし、他の葬家との兼ね合いから著しく逸脱する場合は、入場を制限することがあります。

エ 火葬場への遺族・来場者は感染防止の観点から少人数で15人程度までとしてください。

オ 2階待合室内の椅子席は、通常時の50％程度（16席）としており、着席、配膳は飛沫防止のために対角式でお願いします。なお、食事は持ち帰り用の弁当とするなど感染防止対策をお願いします。

カ その他、斎場施設管理者の定める事項にご協力をお願いします。

(3) **酒類は、終日提供を停止します。**

ア 式場や待合室での酒類の提供（持込みを含む。）は、県の実施方針に基づき終日提供を停止しますので、ご協力をお願いします。

イ 式場配膳室や待合室内の冷蔵庫の使用は通常どおりとしますが、酒類の入庫はありません。

(4) **協力要請期間**

令和3年7月17日（土）から8月22日（日）までの間とします。ただし、県の実施方針にかかわらず延長する場合があります。

2 厚木市斎場での「新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方」のご遺体の火葬については、当分の間、次のとおりとします。

(1) ご遺体の火葬受入れは、他の来場者への感染やパニックを避けるため、**原則として希望日の午前9時の火葬時間帯を予定**しています。

予約の際は、厚木市斎場へ連絡し、日程調整の上「予約システム」により入力してください。

(2) ご遺体の搬送や火葬に際しては、医療機関等の指示により納体袋を使用するなど感染防止対策をお願いします。

ご遺体は納体袋に密封後、納体袋の表面を消毒してください。**ご遺体を納めた棺はテープ等で密封し、棺の表面を消毒**してください。

(3) ご遺体の搬送及び火葬時の立会いは、**防護服を着用**した葬儀業者の担当スタッフ1人のみでお願いします。

(4) 家族及び親族の方は市斎場の建物内への立ち入りができませんので、お待ちになる場合は、駐車場（車中）で待機してください。故人のお見送りを希望される場合は、エントランス入口にてお別れをお願いします。

(5) 収骨は、葬儀業者の担当スタッフ1人のみで行います。

(6) 収骨した遺骨は、葬儀業者からご遺族に引き渡されます。

ご不明な点や詳細は、厚木市斎場へお問い合わせください。

厚木市斎場

電 話 046 (281) 8595

F A X 046 (250) 2212

E-mail:2650@city.atsugi.kanagawa.jp

施設利用者、葬儀業者・ケータリング業者の皆様へ（お願い）

**式場・待合室での
お酒類の提供はできません。**

厚木市斎場施設管理者
同 売店管理者

式場控室や待合室を利用されるご遺族、ご親族の皆様への
お酒類の提供は、

**「まん延防止等重点措置の実施期間中の
ため、終日酒類の提供は停止しています。**

（持込みもできません。）」ので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

実施期間 令和3年7月17日（土）～ 8月22日（日）

売店 内線 71番